

☆ 赤ちゃんが生まれたら ☆



赤ちゃんが生まれたら、役所で各種の手続きを行いましょう。

☆**出生届** … 赤ちゃんが生まれた日を含めて**14日以内**に市区町村に出しましょう。

☆**届出が必要な主な制度** 母子健康手帳別冊・さいたま市ホームページに詳細があります。(https://www.city.saitama.lg.jp/) ※サイト内検索をご利用ください。

出産育児一時金

国民健康保険・社会保険等に加入している（被扶養者含む）方が出産したときに支給されます。

申請先 利用している健康保険によって申請先が異なります

- ・直接支払制度を利用する場合：各医療機関
- ・直接支払制度を利用しない場合：
〈国民健康保険の方〉 区役所 保険年金課国保係
または各支所
〈その他の健康保険の方〉 勤務先
または直接加入している保険者

子育て支援医療費助成制度

さいたま市内在住の0歳から中学校卒業前までのお子様の医療費の一部負担金を助成します。

※赤ちゃんが生まれてから1年以内に登録申請しましょう。

申請先 区役所 保険年金課福祉医療係
または各支所

対象 0歳～中学校卒業前までのお子様

助成内容 健康保険各法の規定による一部負担金（保険診療分）の全額

児童手当

さいたま市に住民登録があり、中学校修了前までの児童を養育している方で支給要件を満たしている方に支給されます。申請者の所得額により、手当額が異なります。

※赤ちゃんが生まれてから15日以内に申請しましょう。

※公務員の方は勤務先に申請してください。

申請先 区役所 支援課児童福祉係
または各支所・市民の窓口、電子申請、郵送申請

対象 0歳～中学校修了前まで

手当額

- ・所得制限限度額未満の方
3歳未満 月額1万5千円
3歳～小学校修了前（第1・2子）月額1万円
3歳～小学校修了前（第3子以降）月額1万5千円
中学生 月額1万円
- ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方
児童一人につき月額5千円
- ・所得上限限度額以上の方 支給なし

パパママ応援ギフト（出生分） （出産・子育て応援給付金）

令和5年2月1日以降に出生し、さいたま市内に住民票がある児童の養育者（さいたま市に住民票がある方）に支給されます。産婦・新生児訪問等の面談の実施が必要です。

※赤ちゃんの誕生日から150日以内に申請しましょう。

申請書等配布方法 生後4か月頃までに実施する、産婦・新生児訪問またはハローエンゼル訪問等の面談時に配布

対象 令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者（児童・養育者ともにさいたま市に住民票がある方）

支給内容 児童一人あたり5万円

現金以外の電子クーポン等に変更になる場合があります。



持ち物チェックリスト



中央区役所では、区役所1階玄関に入って正面の区民課（パッケージ工房）で一括して手続きができます。

手続きと問合せ先	持ち物
<p>★ 出生届</p> <p>問合せ先 各区役所 区民課戸籍係 中央区：048-840-6033</p>	<p>さいたま市の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出生届出書（医師発行の出生証明書が記入されたもの） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使うもの。届書の押印は任意ですが、他のお手続きに必要な場合があります。）
<p>★ 出産育児一時金</p> <p>問合せ先 出産する予定の医療機関等 もしくは さいたま市の国民健康保険の方 各区役所 保険年金課国保係 中央区：048-840-6073</p> <p>その他の健康保険の方 加入している保険者</p>	<p>〔国民健康保険の方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出産された方の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認資料（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 世帯主の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 医療機関等から交付される直接支払制度に関する合意文書の写し <input type="checkbox"/> 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写し（産科医療補償制度加入機関の場合は加入のスタンプ押印済みのもの） <p>※同一世帯以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要になります。</p>
<p>★ 子育て支援医療費助成制度</p> <p>問合せ先 各区役所 保険年金課福祉医療係 中央区：048-840-6055</p>	<p>登録申請に必要な物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> お子様の健康保険証 <input type="checkbox"/> 保護者名義の預金通帳または金融機関と口座番号などがわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使うもの）（基本的に不要ですが、申請者ご本人様が氏名を記入しない場合に必要になります。）
<p>★ 児童手当</p> <p>問合せ先 各区役所 支援課児童福祉係 中央区：048-840-6061</p> <p>※公務員の方は勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先へお問合せください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定請求書 <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー <input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 請求者・配偶者の個人番号確認書類（マイナンバーカード、個人番号記載の住民票のいずれか） <p>※代理人（申請者以外）の方が申請される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状または申請者の身元確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の身元確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者の個人番号確認書類 <p>※認定請求書と委任状： さいたま市のホームページからダウンロードできます。</p>

※パパママ応援ギフト（出生分）の申請は、電子申請です（窓口では受付していません）。